

令和4年度

玉城ブランド Taste of Tamaki

認定申請の手引

令和4年9月

玉城町観光協会

電話：0596-58-7007

## 1 玉城ブランド Taste of Tamaki 認定制度の概要

### (1) 玉城ブランド Taste of Tamaki 認定制度の目的について

玉城町観光協会（以下「観光協会」という。）では、特に優れた町産品と、その生産者を玉城ブランド Taste of Tamaki としてセットで認定し、情報発信していきます。

当該町産品を通じて玉城町の知名度を向上させ、観光及び物産の振興並びに農林水産業等の生産者の意欲を高めることで、地域経済の活性化に資することを目的としています。

### (2) 申請から認定までのプロセス等について

#### ① 認定対象

原則として玉城町内で生産または製造された町産品とその生産者。

#### ② 認定申請資格（次の全てを満たす方）

- ・ 農業、林業、漁業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む方々で組織される法人若しくは団体であること。
- ・ 原則として町内に主たる事業所を有すること。
- ・ 国、県、町が賦課徴収する全ての税に滞納がないこと。

#### ③ 認定申請の方法

定められた期間内に玉城ブランド Taste of Tamaki 認定申請書（及び関係書類一式）を観光協会あてに提出してください。

#### ④ 認定審査

提出された申請書は、玉城ブランド Taste of Tamaki 認定委員会で審査し、認定が妥当であると認められた場合に、玉城町観光協会が玉城ブランド Taste of Tamaki へ認定します。審査は、一次審査（書面）、二次審査（現地調査及び申請者によるプレゼンテーション）の2段階で実施します。

#### 〔玉城ブランド Taste of Tamaki 認定基準〕

5つの基準（①コンセプト、②独自性・主体性、③信頼性、④市場性、⑤将来性）を定め、これに基づき認定の妥当性を玉城ブランド Taste of Tamaki 認定委員会で判断します。

### (3) 認定されるとどうなるか

- ・ 認定事業者は、認定品に対して独占的に「玉城ブランド Taste of Tamaki のブランドマーク」の使用が可能となります。
- ・ 認定証、のぼり旗、卓上のぼり旗を交付します。
- ・ 認定された商品は、玉城町観光協会のホームページや SNS 等を活用して積極的に情報発信し、玉城町と認定品の知名度のアップに取り組みます。
- ・ 観光協会が玉城町産品のプロモーション活動等を行う際は、玉城町を代表する産品として積極的に取扱います。

#### 【認定後の留意点など】

- ・ 認定後には、毎年度、玉城ブランド Taste of Tamaki 認定品の販売状況等について、実績報告書を提出いただきます。
- ・ 認定の有効期間は3年間となっていて、更新に際しては現地調査を行う場合があります。

## 2 令和4年度玉城ブランド Taste of Tamaki 認定申請の募集案内

### (1) 募集期間

令和4年9月20日(月)～令和4年10月20日(水)(必着)

玉城町観光協会受付時間：平日の午前9時～午後5時

※ 郵送(簡易書留に限る)の場合でも、上記期間内に必ず到達するように手配してください(当日消印有効ではありません)。

### (2) 申請方法(申請関係書類は玉城町観光協会ホームページもしくは、玉城町ホームページよりダウンロードをお願いいたします。)

玉城ブランド Taste of Tamaki 認定申請書に必要な事項を記載の上、関係書類を添えて、観光協会まで郵送(簡易書留に限る)又は持参にて提出してください。メールやストレージサービスによる提出はできません。

#### ① 提出書類

ア 玉城ブランド Taste of Tamaki 認定申請書(※様式第1号)

イ 玉城ブランド Taste of Tamaki 認定申請調書(※様式第2号)

ウ 誓約書(※様式第3号)

エ 申請者の概要がわかる書類一式

a 定款又は寄付行為、規約その他これに類する書類

b 登記簿謄本(法人の場合)

代表者の住民票(法人以外の団体の場合)

申請者の住民票(個人事業主の場合)

c 申請者の事業内容等がわかるもの(会社パンフレット等)

オ 認定を受けようとする町産品の概要がわかる資料

カ 納税状況が確認できる書類

a 国、県、町が発行する「納税証明書」(過去6月以内発行のものに限る)の写し

#### ② 提出部数

前項①で示した書類を、正副1部ずつ提出してください。

(3) 申請受付、問合せ先

〒519-0433 玉城町勝田 4016-3

玉城町観光協会

TEL : 0596-58-7007 FAX:0596-58-9090

(4) 注意事項

- ① 申請書は一切返却しません。申請者において、適宜写し等を保管してください。
- ② 申請書は非公表情報として扱い、かつ玉城ブランド Taste of Tamaki 認定委員会における審査以外に使用しません。  
ただし、特別なノウハウや営業上の秘密事項等については、申請者の責任で法的保護の措置を講じるなど、申請者の責任で対応いただきますようお願いいたします。
- ③ 原則として、申請を受けたものは全て玉城ブランド Taste of Tamaki 認定委員会での審査対象としますが、明らかに要件を欠くと認められるものについては、事務局において選外として審査対象から除外する場合があります。  
(例) 明らかに玉城町産品とは言えないものなど。
- ④ 申請にあたり、手続きや認定要件への該当といった事務的事項について、事前に相談をお受けします。  
お気軽に観光協会までお問合せください。